

農業農村整備事業等の直轄工事における 猛暑対策・熱中症対策の留意点

令和8年8月

農村振興局 整備部 設計課 施工企画調整室

- 本資料は、近年の夏場の猛暑・酷暑を踏まえ、農業農村整備事業等の直轄工事現場において発注者が留意すべき事項をとりまとめた参考資料である。
- 今後も、現場状況や法整備等を踏まえ、取組の見直し、充実等を図っていく。

目 次

(1) 発注者の責務・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P2

(2) 適切な費用の計上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P3

・ 主に作業員個人に関する対策費用・・・・・・・・・・ P4

・ 主に現場の施設や設備に関する対策費用・・・・・・・・ P5

・ 建築工事おける費用計上・・・・・・・・・・・・・・・・ P6

(3) 適切な工期の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P7

(参考資料)

・ WBGTとは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P8

・ 熱中症対策に関する近年の法令改正・・・・・・・・・・ P9

・ 気温・WBGT・熱中症情報の入手方法・・・・・・・・・・ P10

(1) 発注者の責務

- 夏場の猛暑・酷暑を受けて、建設現場での労働環境は厳しさを増している状況。
- 令和7年6月1日に施行された改正・労働安全衛生規則では、建設現場の事業者に対して、熱中症の早期発見体制の整備、重篤化防止のための手順書の作成、関係作業員への周知が新たに義務付けられるなど、現場における安全対策が整備。
- 工事現場で適切な猛暑対策・熱中症対策が実施されるためには、農業農村整備事業等の直轄工事においても、【適切な費用計上】や【適切な工期設定】等の具体的取組を通じて、発注者としての責務を引き続き果たしていく必要。

■ 発注関係事務の運用に関する指針(令和7年2月3日改正) 公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議

Ⅱ. 発注関係事務の適切な実施のために取り組むべき事項

1 工事

1-1 工事発注準備段階

(適正な工期設定)

労働基準法(昭和22年法律第49号)に基づき、建設業等において令和6年4月1日より罰則付きの時間外労働規制が適用されていることを踏まえ、適正な工期設定等の働き方改革への対応を進めていく必要がある。

工期の設定に当たっては、工期に関する基準⁷⁾に基づき、工事の内容、時間外労働規制の遵守、規模、方法、施工体制、自然条件、地域の実情等を踏まえた施工に必要な日数のほか、週休2日を前提とした工事に従事する者の休日、工事の実施に必要な準備・後片付け期間、猛暑・大雪等の天候その他のやむを得ない事由により工事の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮する⁸⁾。また、週休2日工事の確実な実施や、その対象工事の拡大に努める。さらに、(略)。

なお、(略)。

1-3 工事施工段階

(公共工事に従事する者の労働環境の改善)

(略)

受注者へ熱中症対策や寒冷対策の実施、快適トイレの設置、ICT 建設機械等の積極的な導入などを促し、安全衛生のさらなる確保や、省人化を含む作業の効率化等を図る。

(略)

(2) 適切な費用の計上

- 農業農村整備事業等の直轄工事においては、熱中症対策に必要な費用を適切に計上。
- 費用計上は、
 - ①主に作業員個人に関する対策費用（現場管理費率の補正）
 - ②主に現場の施設や設備に関する対策費用（現場環境改善費における積上げ計上）に分類。

①主に作業員個人に関する対策費用

○対象:

主に作業員個人に関する熱中症対策費用として、空調服、熱中症対策キット、経口補水液、塩飴等が該当。



○積算方法:

真夏日（日最高気温30℃以上又は暑さ指数(WBG T)25℃以上）の日数をもとに補正値を算出し、「現場管理費率」に加算。

②主に現場の施設や設備に関する対策費用

○対象:

主に現場の施設や設備に関する熱中症対策費用として、遮光ネット、大型扇風機、送風機、給水器、日除けテント、ミストファン、休息車の配置等が該当。



○積算方法:

熱中症対策に必要な施設・設備の費用について、「共通仮設費(現場環境改善費)」に積み上げ計上。（上限なし）

【参考】主に作業員個人に関する対策費用（現場管理費率の補正）

○対象：

主に作業員個人に関する熱中症対策費用として、空調服、熱中症対策キット、経口補水液、塩飴等が該当。

空調服



〔注〕個人の所有するものではないことに留意



ヘルメット取付ソーラー充電式ファンとクーリングベルト

熱中症対策キット



経口補水液



塩飴



写真出典：「建設現場における熱中症対策事例集」
（平成29年3月国土交通省大臣官房技術調査課）

○積算方法：

対象地域

全ての地域を対象

対象工事

主たる工種が屋外作業で「土地改良事業等請負工事積算基準」及び「土地改良事業等請負工事積算基準（施設機械）」を適用する工事。ただし、工場製作工を含む工事は当該期間を工期から除く。

積算方法

受注者より提出された真夏日の日数をもとに補正値を算出し、「現場管理費率」に加算。
補正値による加算は、気象の計測方法等を事前に監督職員と協議の上、変更契約において行う。

補正値(%) = 真夏日率 × 補正係数

- ・ 真夏日率：真夏日率＝工期期間の真夏日 ÷ 工期
- ・ 真 夏 日：日最高気温が30℃以上又は暑さ指数(WBGT)25℃以上の日
- ・ 工 期：準備・後片付け期間を含めた工期
- ・ 補正係数：1.2

根拠規定：「熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行について」(令和2年7月15日農村振興局整備部設計課長通知)

【参考】主に現場の施設や設備に関する対策費用（現場環境改善費における積上げ計上）

○対象：

主に現場の施設や設備に関する熱中症対策費用として、遮光ネット、大型扇風機、送風機、給水器、日除けテント、ミストファン、休息車の配置等が該当。

【メッシュシートによる遮光設備と大型扇風機の設置】



【現場休憩所にテントとミストファン設置】



【休憩所から離れている個所に休息車を配置（車内にクーラーや温冷庫を設置）】



写真出典：「建設現場における熱中症対策事例集」（平成29年3月国土交通省大臣官房技術調査課）

※これら以外の品目についても、実態に応じ計上することも可能

○積算方法：

対象地域

全ての地域を対象

対象工事

周辺住民への配慮及び一般住民への広報活動、農家との調整、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので、原則、全ての屋外工事を対象とする。ただし、施設機械工事（電気通信設備工事、鋼橋架設工事は除く）、建築工事及び実施が困難又は効果が期待できない工事については、対象外とすることができる。

積算方法

必要な施設・設備の費用について、「共通仮設費（現場環境改善費）」の α に積上げ計上。（上限なし）

積上げ計上は、必要な施設・設備について事前に監督職員と協議し、変更契約において行う。

$$K（現場環境改善費）= i \cdot P_i + \alpha$$

- ・ i : 現場環境改善費率（%） 392.8・ $P_i^{-0.3520}$ （5億円以下の場合）、0.34（5億円を超える場合）
- ・ P_i : 対象額（円）（直接工事費（処分費等を除く）＋支給品費＋官貸額） ※対象額の上限は5億円
- ・ α : 積上げ計上分（円）
（リース品の場合は、設置期間分のリース費用を計上。購入品の場合は設置期間分の減価償却費を計上。）

根拠規定：「工事における現場環境改善費の積算要領について」（令和8年3月27日一部改正農村振興局整備部設計課長通知）

【参考】建築工事における費用計上

内 容

工事現場の安全(熱中症)対策に係る費用とし、設計変更により積み上げ計上を実施

対象地域

全ての地域を対象

対象工事

全ての建築工事を対象(電気設備工事、機械設備工事も含む)

積算方法

熱中症対策として下記(1)～(3)の項目を実施する場合には、受発注者間で必要な設置期間等を協議の上、設計変更により対応。積算に当たっては、見積価格等を参考として、積み上げ計上。

- (1)遮光ネット(足場に設置するものに限る)……………直接工事費に計上
- (2)ドライミスト……………共通仮設費に計上
- (3)暑さ指数(WBGT値)の計測装置……………共通仮設費に計上

※一般的な熱中症対策に関する項目(作業場用大型扇風機、作業場換気用送風機、エアコン、シャワー室、給水器、冷蔵庫、製氷機、熱中飴、タブレット、経口補水液の常備、遮光チョッキ、空調服)は、共通仮設費率及び現場管理費率等に含まれている。

※土木工事と一括して発注する場合においては、土木工事と重複しないよう留意。

(3) 適切な工期の設定

- 国営土地改良事業等の工事積算では、猛暑日を考慮した工期設定を実施。
- 官積算以上の猛暑日が確認された場合には、適切に工期変更を実施。

猛暑日を考慮した工期設定

工期の算定において、**天候等による作業不能日数に「猛暑日日数」を反映（令和6年4月～）**。

工期 = 施工に必要な実日数※¹ × (月平均日数 / 月標準稼働日数) + 準備期間 + 後片付け期間 + その他作業不能日

月標準稼働日数 = (月平均日数 - 月平均休日数 - 天候等による作業不能日数 - 作業待ち日数)

天候等による作業不能日数 = 降雨日日数※² + **猛暑日日数**

猛暑日日数 = 年毎のWBGT値31以上の時間※³を日数換算し、5カ年平均した値

※1：毎年度設定される歩掛の「作業日当たり標準作業量」から当該工事の数量を施工するのに必要な日数を算出

※2：猛暑のほか、近年の降雨状況をより反映させるため、10カ年平均した日数から5カ年平均した日数に見直し

※3：8時～17時の間のデータを対象。WBGT値31以上の時間は環境省熱中症予防情報サイトに掲載されている最寄りの観測データを活用

根拠規定：「土地改良事業等請負工事積算基準等の運用について」（平成13年3月22日農村振興局整備部長通知）

(参考資料) WBGTとは

環境省HP：熱中症予防情報サイトより

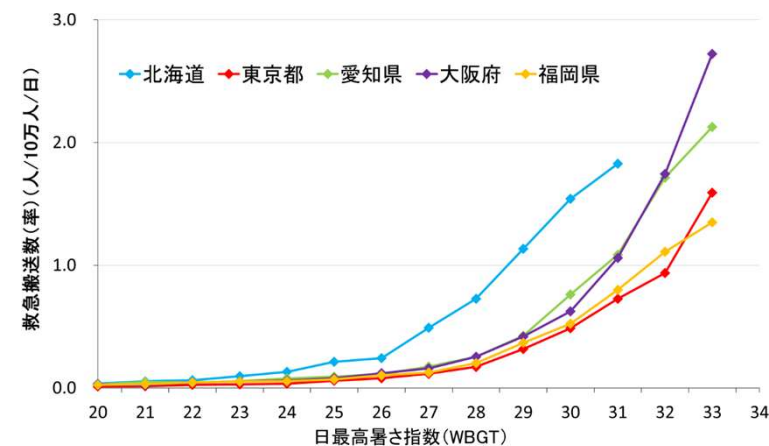
○暑さ指数(WBGT(湿球黒球温度)：Wet Bulb Globe Temperature)：

熱中症を予防することを目的として1954年にアメリカで提案された指標。単位は気温と同じ摂氏度(°C)で示されるが、その値は気温とは異なる。暑さ指数(WBGT)は人体と外気との熱のやりとり(熱収支)に着目した指標で、人体の熱収支に与える影響の大きい ①湿度、②日射・輻射(ふくしゃ)など周辺の熱環境、③気温の3つを取り入れた指標。

気温 (参考)	暑さ指数 (WBGT)	熱中症予防運動指針	
35℃以上	31以上	運動は原則中止	特別の場合以外は運動を中止する。 特に子どもの場合には中止すべき。
31℃以上3 5℃未満	28以上 31未満	厳重警戒 (激しい運動は中止)	熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温 が上昇しやすい運動は避ける。 10～20分おきに休憩をとり水分・塩分の補給を行う。 暑さに弱い人※は運動を軽減または中止。
28℃以上 31℃未満	25以上 28未満	警戒 (積極的に休憩)	熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水 分・塩分を補給する。 激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
24℃以上 28℃未満	21以上 25未満	注意 (積極的に水分補給)	熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。 熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に 水分・塩分を補給する。
24℃未満	21未満	ほぼ安全 (適宜水分補給)	通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は 必要である。 市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので 注意。

※暑さに弱い人：体力の低い人、肥満の人や暑さに慣れていない人など

(公財)日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」(2019)より



※上図のグラフからも暑さ指数(WBGT)が28(厳重警戒)を超えると熱中症患者が著しく増加する様子が分かる。

※上図のグラフは、平成20年から令和3年の夏季の主要都市の救急搬送データを基に日最高WBGTと熱中症患者発生率の関係を示したもの。

(参考資料) 熱中症対策に関する近年の法令改正

国交省・厚労省「STOP！熱中症～建設現場での熱中症の発生・重篤化を防ぐため～」より抜粋

● 熱中症対策に関する近年の法令改正

[気候変動適応法の改正（令和6年4月1日 全面施行）]

- 熱中症対策実行計画の策定
- 熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）の新設
- 熱中症対策普及団体の指定
- 熱中症警戒情報（熱中症警戒アラート）の法定化
- 指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）の制度化

[労働安全衛生規則の改正（令和7年6月1日 施行）罰則規定あり]

○報告体制の整備・周知

元方事業者、関係請負人問わず事業者に責任！

暑熱な場所※¹において連続して行われる作業※²等を行う際に、熱中症の自覚症状がある作業員、または熱中症のおそれがある作業員を見つけた者が速やかに報告するための連絡体制（連絡先や担当者）を事業ごとに定め、関係業者（作業員）に周知すること。

○重篤化防止のための手順作成・周知

- ① 作業からの離脱
- ② 身体の冷却
- ③ 必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせること
- ④ 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等重症化を防ぐための具体的な応急措置の手順をあらかじめ作成し、周知すること。

【会議室や休憩所などわかりやすい場所への掲示】



【朝礼やミーティングでの周知】



報告体制や措置手順の周知の例

※¹ 暑熱な場所：湿球黒球温度（WBGT）が28度以上又は気温が31度以上の場所をいい、必ずしも事業場内外の特定の作業場のみを指すものではなく、出張先で作業を行う場合、労働者が移動して複数の場所で作業を行う場合や、作業場所から作業場所への移動時等も含む。

※² 暑熱な場所において連続して行われる作業等、熱中症を生ずるおそれのある作業：WBGT（湿球黒球温度）28度又は気温31度以上の作業場において行われる作業で、継続して1時間以上又は1日当たり4時間を超えて行われることが見込まれる作業をいう。

(参考資料) 気温・WBGT・熱中症情報の入手方法

○熱中症の発生しやすい季節(6月から9月)においては、積極的に熱中症情報を入手し、対策を行うことが重要。

■ 気象庁HP：気温情報

気象庁は、全国の気温をリアルタイムで提供し、予測も行っている。特に高温が続く場合は、「高温注意情報」や「高温に関する気象情報」、「高温に関する異常天候早期警戒情報」で注意を呼びかけている。

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kurashi/netsu.html>

■ 環境省HP：WBGT情報

環境省は「熱中症予防情報サイト」で、全国約840地点のWBGT予測値を毎日公開。提供期間は5月中旬から10月中旬までで、当日・翌日・翌々日の3時間ごとの予測値が確認できる。

<http://www.wbgt.env.go.jp/>

○熱中症に関連する法律や情報提供サイト

■ 関連法令等

リーフレット「職場における熱中症対策の強化について」 <https://www.mhlw.go.jp/content/001620541.pdf>
パンフレット「職場における熱中症対策の強化について」 <https://www.mhlw.go.jp/content/001476821.pdf>

■ 対策等の情報・資料

厚生労働省熱中症予防のための情報・資料サイト https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/nettyuu_taisaku/
厚生労働省職場における熱中症防止のガイドライン https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_71721.html

■ 環境省熱中症予防情報サイト <https://www.wbgt.env.go.jp/>

■ 日本気象協会熱中症ゼロへ <https://weather-jwa.jp/>

■ 消防庁熱中症情報 <https://www.fdma.go.jp/disaster/heatstroke/post3.html>

■ 日本救急医学会熱中症診療ガイドライン2024 <https://www.mhlw.go.jp/content/001314082.pdf>